

イラクの新しい商事代理法と多国籍企業への影響

2017年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Amereller に作成委託し、2017年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Amereller
www.amereller.com
ドバイ オフィス Tel: +971 4 332 9686
バグダッド オフィス Tel: +964 743 530 1761
エルビル オフィス Tel: +964.750.346.0444

A M E R E L L E R

イラクの新しい商事代理法と多国籍企業への影響

イラクにて新しい商事代理法が制定されたことにより、同法に基づき登録された商事代理人は新たな保護を受けることになった。今後、新法がどのように施行されるか不明であるが、規定に従えば、イラクでの輸入ビジネスに対する外国からの投資の障壁となったり、また、販売代理店、ディーラー、フランチャイジーなどを通じてイラクに製品を供給する外国企業にとって契約の自由が制限される恐れがある。

イラク旧商事代理法

イラクは多くのアラブ諸国が法整備を進めたことに倣って、2000年法第51号にて最初の商事代理法（以下「旧法」という）を制定した。旧法では、既存の民法や商法を補完し、イラクの事業者がイラクに輸入販売される外国商品およびサービスの商事代理人として登録できる法体制が敷かれた。

なお、旧法は、登録された商事代理人に独占権を付与していなかったが、イラク貿易省は既に登録された商事代理人がいることを理由に、新規の代理人登録を許可しなかった事例も報告されている。

しかし、旧法は厳密に施行されることがなかったため、フセイン政権末期に制定された後、イラク戦争を経て現在にいたるまで、実務上、然るべき輸入業務のライセンスを有している限り、いかなるイラクの事業者も商品とサービスを輸入することができた。

2017年新商事代理法

イラク国会は2017年8月に新商事代理法を承認した。その後2017年11月1日に大統領が承認をし、2017年11月13日に官報にて発行され、2017年法第79号として制定された（以下「新法」という）。新法は、官報の日付をもって有効となり、旧法は廃止となるが、事業者に対しては新法を遵守するにあたり一年間の猶予期間が与えられている。

改正による主な変更点の概要は以下のとおりである。

- 取引の対象となる商品は、登録された商事代理人のみを通じて輸入されなければならない。（第13条）
- 外国委託者は、「正当な理由」がない限りは、商事代理人との契約を解約または更新を拒絶することができない。（第20条）
- 商事代理人の登録は、毎年更新しなければならない。
- 新法の「商事代理人」の定義は旧法よりも拡大され、販売代理店、ディーラー、フランチャイジーなども対象となる。
- 旧法における「一事業当たりの商事代理人は、最大三者まで」という制限が撤廃された。
- 禁止されていた「公共セクターによる商事代理人との取引」が撤廃された。

とりわけ、第 13 条および第 20 条における変更は、イラクでのビジネスに対して大きな影響を及ぼす可能性があり、詳細について以下に説明する。

イラクにおける外資輸入業者に対する制限（第 13 条）

第 13 条は（貿易省の傘下にある）国際見本市公社および（財務省の傘下にある）税関当局が、取引の対象となる商品について、登録された商事代理人から輸入されていない限り、その輸入を禁じることを強化する規定が含まれている。

本条が規定どおりに適用された場合、イラクへの商品輸入は登録された商事代理人を通じてのみ許可されることとなる。また、登録された商事代理人はイラク国民またはイラク国民が完全所有している会社でなければならないことから、現在イラクにおいて商品やサービスを輸入している非イラク国民の株主がいるイラクの事業者は、その事業形態を再構築せざるを得ない可能性がある。

商事代理店の解約や更新拒絶に対する保護（第 20 条）

新法第 20 条は、委託者に「正当な理由（重大な理由）」がない限り、商事代理人の解約や更新の拒絶ができないよう保護措置を導入している。どのような理由が当該基準を満たすのか何ら指針がなく、重大な理由なくして解約した場合に、解約された商事代理人から損害賠償請求を申し立てられるのか、または解約が無効となるのかなど明確ではない。

係る保護措置は、新法の対象となるすべての新規および既存の契約に対して適用されることが予想される。従い、現在、有効な商事代理人契約（以前は商事代理人登録の対象外であった販売代理店、ディーラー、フランチャイズ契約なども含まれる）を外国企業と締結しているイラク企業については、商事代理人として登録することが可能となり、その結果、係る法的保護の恩恵を受けるようになる可能性がある。

クルド人自治区

新法は、現在のところ、エルビルにあるクルド人自治区の国会では議論されていないため、クルド人自治区が管理する領域内の商事代理人関係については、適用されない。同地区における商事代理人関係は引き続き以前の法体制に従うこととなる。それは厳密に言えば、旧法の対象範囲であるが、実務的には民法と商法の適用を受ける。

次のステップ

商品やサービスの輸入販売を行うイラクの事業者へ投資している外国投資家は、当該事業に新法が及ぼす影響に留意する必要がある。

また、イラクに商品やサービスを販売する事業者についても、既存の販売代理店、ディーラー、フランチャイジーなどとの契約を見直し、どのような措置が必要か検討するべきである。

イラク政府のさまざまな機関が、今後、どのように本法を施行するのか不確定な要素も多いが、前述のとおり、事業者が新法を遵守するにあたり 1 年間の猶予期間が設けられているため、事業者は、この期間に実務上どのように新法が適用されるのか評価・検討することが必要となる。